

# 工事現場における悪天候や異常気象への備え

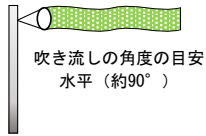


工事現場においても急な悪天候 や異常気象への備えに万全を期し、事故無く乗り切りましょう。

## 悪天候時の作業禁止

労働安全衛生規則第五百二十二条により強風、大雨、大雪等の悪天候時の高さが2m以上の箇所での作業は禁止。

### 風 強風



10分間の平均風速が**毎秒10m以上**の風。歩くことは困難で自転車だと前に進むのが精一杯。

### 雨 大雨



1回の降雨量が**50mm以上**の降雨。傘を差しても濡れる。道路に水が貯まり川のようなになる。

### 雪 大雪



1回の降雪量が**2.5cm以上**の降雪。

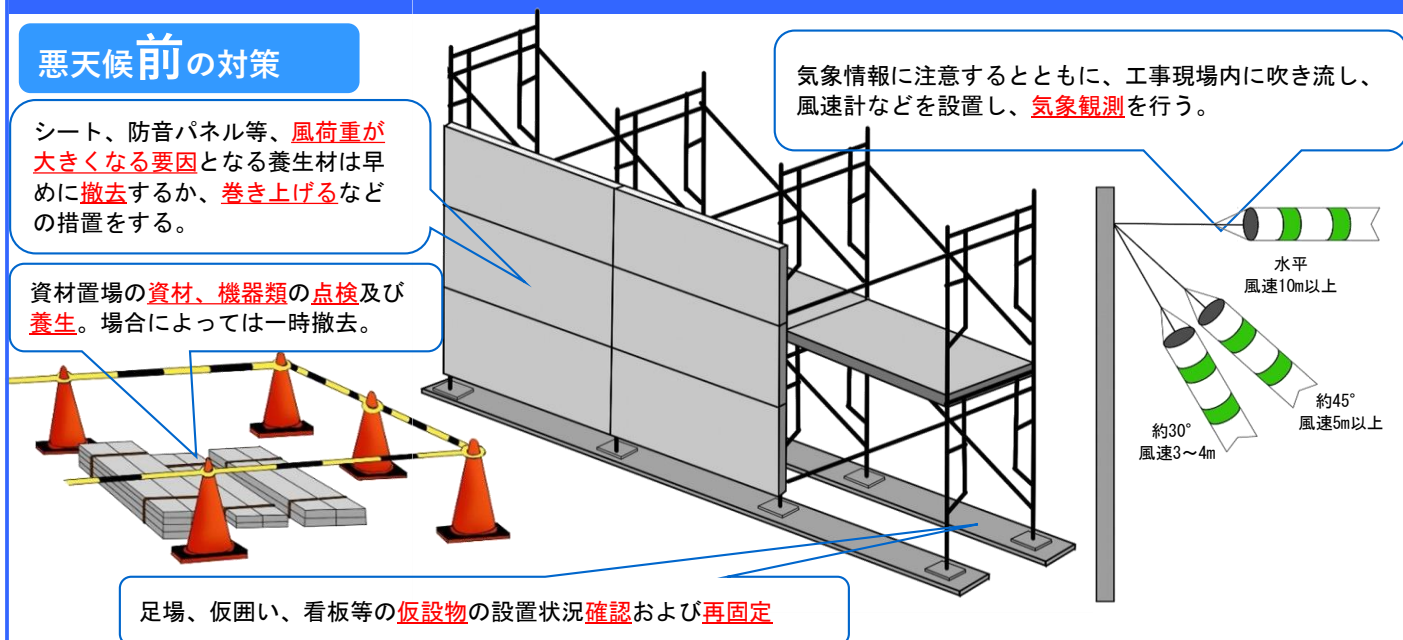
## 悪天候の前後は、現場点検を実施しましょう。

### 悪天候前の対策

シート、防音パネル等、**風荷重が大きくなる要因**となる養生材は早めに**撤去**するか、**巻き上げる**などの措置をする。

資材置場の**資材、機器類の点検**及び**養生**。場合によっては一時撤去。

気象情報に注意するとともに、工事現場内に吹き流し、風速計などを設置し、**気象観測**を行う。



### 悪天候後の対策

- ・ 吹き飛ばされたものがないかなど、現場の**見回り点検**
- ・ 風が収まった後に**ゆるみ等の点検**

## クレーン事故にも注意しましょう。

### クレーン作業の中止

クレーン等安全規則第三十一条の二により、**強風**のため、移動式クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を**中止**しなければなりません。

### 危険を防止する措置

前条の規定により作業を中止した場合であっても移動式クレーンが転倒するおそれのあるときは、当該移動式クレーンのジブの位置を固定させる等により**移動式クレーンの転倒**による労働者の**危険を防止するための措置**を講じなければなりません。

